

横芝光消防署新庁舎備品購入仕様書

- 1 件 名 横芝光消防署新庁舎備品購入事業
- 2 品名、規格、数量等 別紙「横芝光消防署新庁舎備品一覧」のとおり
- 3 納入場所 千葉県山武郡横芝光町横芝 1 1 6 4 番地 1 横芝光消防署新庁舎
- 4 納入期限 令和 5 年 6 月 1 5 日～令和 5 年 7 月 1 4 日
- 5 納入、搬入、設置等
 - (1) 搬入及び設置は令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 5 年 6 月 3 0 日までの間において行うものとし、詳細な日時等については本組合と協議の上、決定すること。
 - (2) 製品を納入する際は、本組合と協議の上、納入の 2 週間前までに納入及び設置に係る工程表等を本組合に提出し、承認を得ること。
 - (3) 搬入場所については、本組合と協議の上、決定すること。
 - (4) 納入の際は、開梱、組立、取付け等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。ただし、本組合からの指示がある場合は、この限りでない。
 - (5) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは、撤去及び引き取りを行うこと。
 - (6) 大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、あらかじめ設置場所を調査し、確認を行うこと。その際に搬入が不可能と認められる場合は、本組合と協議の上、対応について決定すること。
 - (7) 納入、搬入及び設置に必要な養生は、受注者が適切に行うこと。
 - (8) 納入、搬入及び設置の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに本組合に報告し、現状に復すること。この場合において費用等が発生するときは、受注者において負担すること。
- 6 費用
 - (1) 本仕様書の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
 - (2) 設置場所までの搬送に要する費用も見込むこと。
 - (3) 組立品の場合は、組立に要する費用も見込むこと。
 - (4) 設置のために別途工事費等が発生する場合は、その費用も見込むこと。

- (5) 転倒防止策を施す際は、施工に要する工事費等を見込むとともに、金具類についてもその費用を見込むこと。
- (6) 納入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとし、また、それらに要する費用も見込むこと。
- (7) その他、納入、搬入及び設置に要する費用の一切を見込むこと。

8 その他

- (1) 受注者は契約締結後速やかに、納入する物品の単価がわかる明細を本組合に書面にて提出すること。
- (2) 製品の色が選択できる場合は、契約後、サンプル等を用いて本組合と協議の上、その色を決定すること。
- (3) 納入及び設置時に要請があった場合は、本組合に対し製品の取扱い説明を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、相互協議の上、決定する。